

令和 4 年 4 月 13 日

仙台市長あて

住 所 東京都港区赤坂二丁目16番19号
 株式会社ブルーキャピタルマネジメント
 代表取締役 原田 秀雄
 電 話 03-3568-1710

杜の都の風土を守る土地利用調整条例第17条第1項の規定により、次のとおり提出します。

開発事業の名称	(仮称) 太白 CC 太陽光発電事業
事業区域の位置	仙台市太白区秋保町境野字峠下 185-1 仙台市太白区秋保町湯元字太夫 134-1、134-2 仙台市太白区秋保町湯元字半銅平 3、4、5-1、5-2、6、7、8、9、11、14、22、24、36、42
修正内容等の区分	杜の都の風土を守る土地利用調整条例第17条第1項第四号
修正の概要(条例第17条第1項第一号に該当する場合を除く)	事業区域内の造成規模の縮小及び細部修正(別添資料①-1、①-2) 太陽光パネルの仕様変更
理由又は趣旨(条例第17条第1項第二号及び第三号に該当する場合を除く)	市長意見により、伐採面積を極力削減するためにパネル間の間隔を狭くする等の検討を行い、計画及び太陽光パネル仕様の変更を行った。
意見書(第14条第1項)の概要及び事業者の見解	説明会開催概要等報告書及び議事録を参照(別添資料②)
公聴会意見(第15条第3項)の概要及び事業者の見解	公聴会なし
市長意見(第16条第1項)の概要及び事業者の見解	①伐採面積の縮小等、森林の保全に最大限努めること。 →開発事業計画書提出時の計画より、造成規模を縮小し伐採面積を極力減らすよう計画の変更(別添資料③-1、③-2、③-3)を行いました。また、面積縮小に伴い太陽光パネルの仕様及びパネル間の離隔を狭くする等の変更をしました。 ②災害防止や水質等への配慮を十分行うこと。また、再検討した開発事業計画について改めて地域住民に対し説明すること。 →災害防止や水質等への影響については今後も環境企画課及び環境対策課等と十分に協議を行い、災害防止や周囲への影響軽減に努めます。具体的には、調整池の詳細設計による水害防止対策、工事中及び供用時における沈砂機能を有する施設の配置による濁水対策、現況地形を極力生かした造成計画の検討、及び造成面の土砂流出の低減対策等を検討致します。



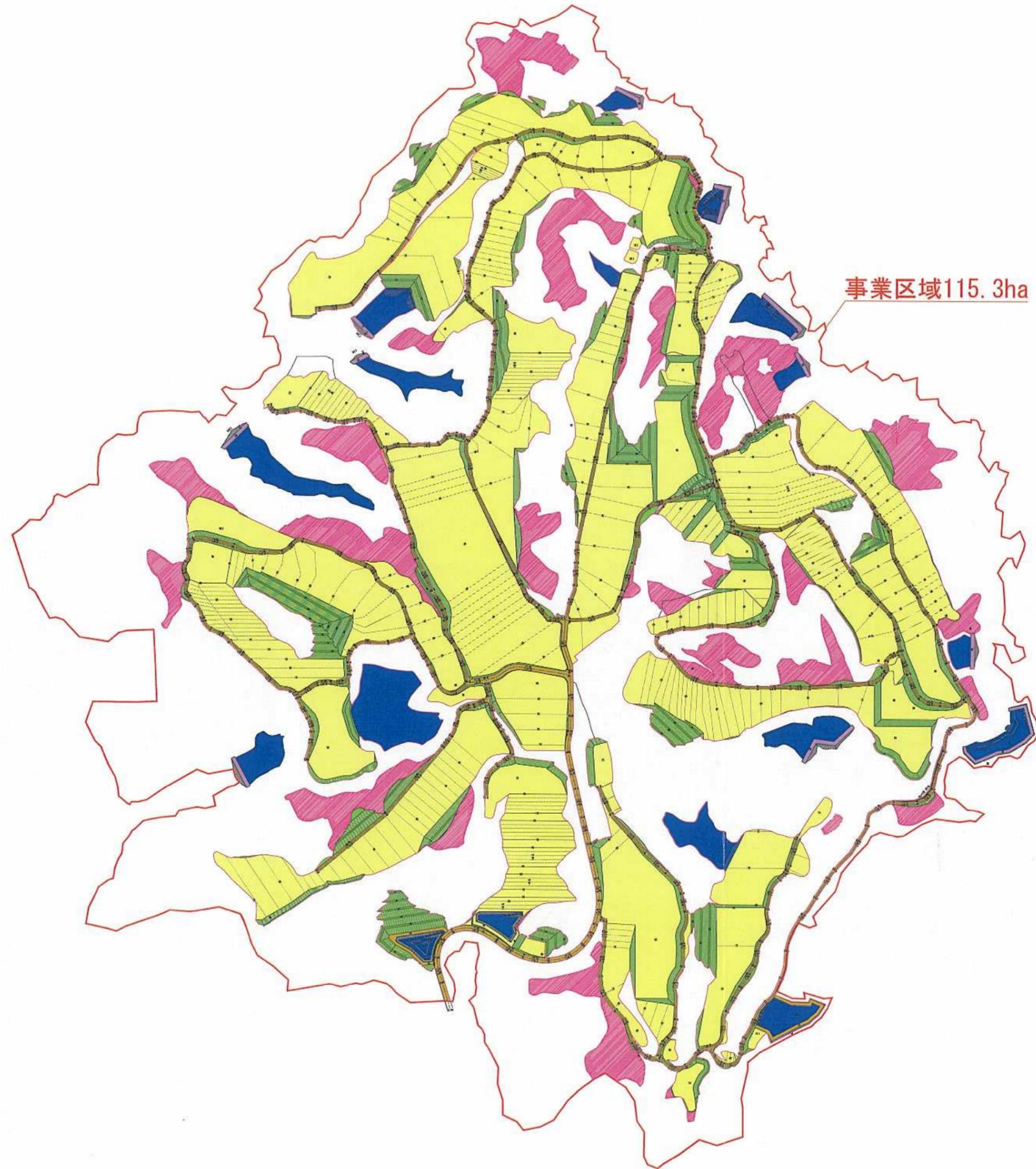
	また、地域住民の方に理解を深めて頂けるよう説明会等を開催致します。令和3年3月9日に近隣区を対象に本計画の変更点について住民説明会を行いました。(別添資料④)さらに理解を深めて頂けるよう、令和3年12月12日、令和4年2月20日にも改めて同様の説明会を行いました。(別添資料⑤)		
連絡先	住所	神奈川県足柄上郡中井町井ノ口 2442-19	
	担当者	所属	神奈川調査設計株式会社 電話：0465-81-3083
		氏名	小林 浩

備考

- 1 「修正内容等の区分」の欄には、条例第17条第1項各号のうち、該当することとなった号を記入すること
- 2 添付図面
修正の内容が開発事業計画書に添付した図面の記載内容に係るものである場合は、当該図面の修正内容を明らかにした図面を添付すること
- 3 用紙の大きさは、添付図面については日本工業規格A3とし、それ以外のものについてはA4とすること

市長意見のうち留意事項について

<p>市長意見（第 16 条第 1 項）の概要及び事業者の見解</p>	<p>（環境企画課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画段階環境配慮書時点の計画よりも森林伐採面積を縮小しました。今後も他法令の手続きにおいて森林伐採面積の縮小を検討します。 ・造成計画や防災調整池等の排水計画については、今後も林地開発許可申請の手続きの中で宮城県自然保護課等と詳細な協議を行ってまいります。 ・本事業による環境影響を懸念する声に対しては、引き続き環境アセスメント手続きを進めながら環境企画課と十分に協議を行い、周囲の環境に及ぼす影響を最大限縮小します。 ・令和 3 年 3 月 9 日に、計画の変更点について住民説明会を行いました。 ・令和 3 年 1 2 月 1 2 日、令和 4 年 2 月 2 0 日に、再度住民説明会を行いました。 <p>（環境対策課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事中の粉じん対策としては、工事車両が事業区域から退場する際はタイヤの土砂付着を確認し、汚れを落としてから退場する事とします。 ・工事中及び供用後の濁水対策としては、今後も宮城県河川課及び仙台市河川課と協議を行い、調整池・沈砂池の機能が十分となるようにいたします。 ・土壌汚染対策法第 4 条に該当するため、土地の形質変更の着手 30 日前までに届出を提出いたします。また、ゴルフ場使用農薬を確認した上で、適切な対応をいたします。 ・工事中の騒音・振動対策としては、作業時間は 8 時～17 時を厳守し、地域住民の安息時間帯の作業は行わないよう配慮します。また、土工重機や資材・設備製品を搬出入する際は、要所に交通警備員を配置します。 <p>（農林土木課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業区域周辺のため池の扱いについては、農林土木課及び秋保総合支所建設課と協議を行い、周辺の農地等に支障を及ぼす事のないようにいたします。 ・森林法第 5 条に定める地域森林計画対象民有林が 10,000 ㎡を超えますので、宮城県仙台地方振興事務所林業振興部と協議を行っております。 ・峠下市有林との境界については、農林土木課と協議を行います。 <p>（百年の杜推進課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境に極力配慮した計画とするため、森林伐採面積を縮小いたしました。 ・当該事業については、杜の都の環境をつくる条例第 29 条第 1 項の規定に掲げる行為に該当しません。 <p>（河川課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発事業区域の面積が 10ha 以上であり、調整池計画については引き続き宮城県河川課と協議を行って参ります。 ・排水接続については、今後も仙台市河川課と協議を行って参ります。 <p>（農業委員会事務局事務課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業区域外の営農に影響が出る恐れのある場合には、事前に農業委員会事務局事務課と協議を行い、営農に支障をきたす事のないよう必要な措置を講じます。
-------------------------------------	---

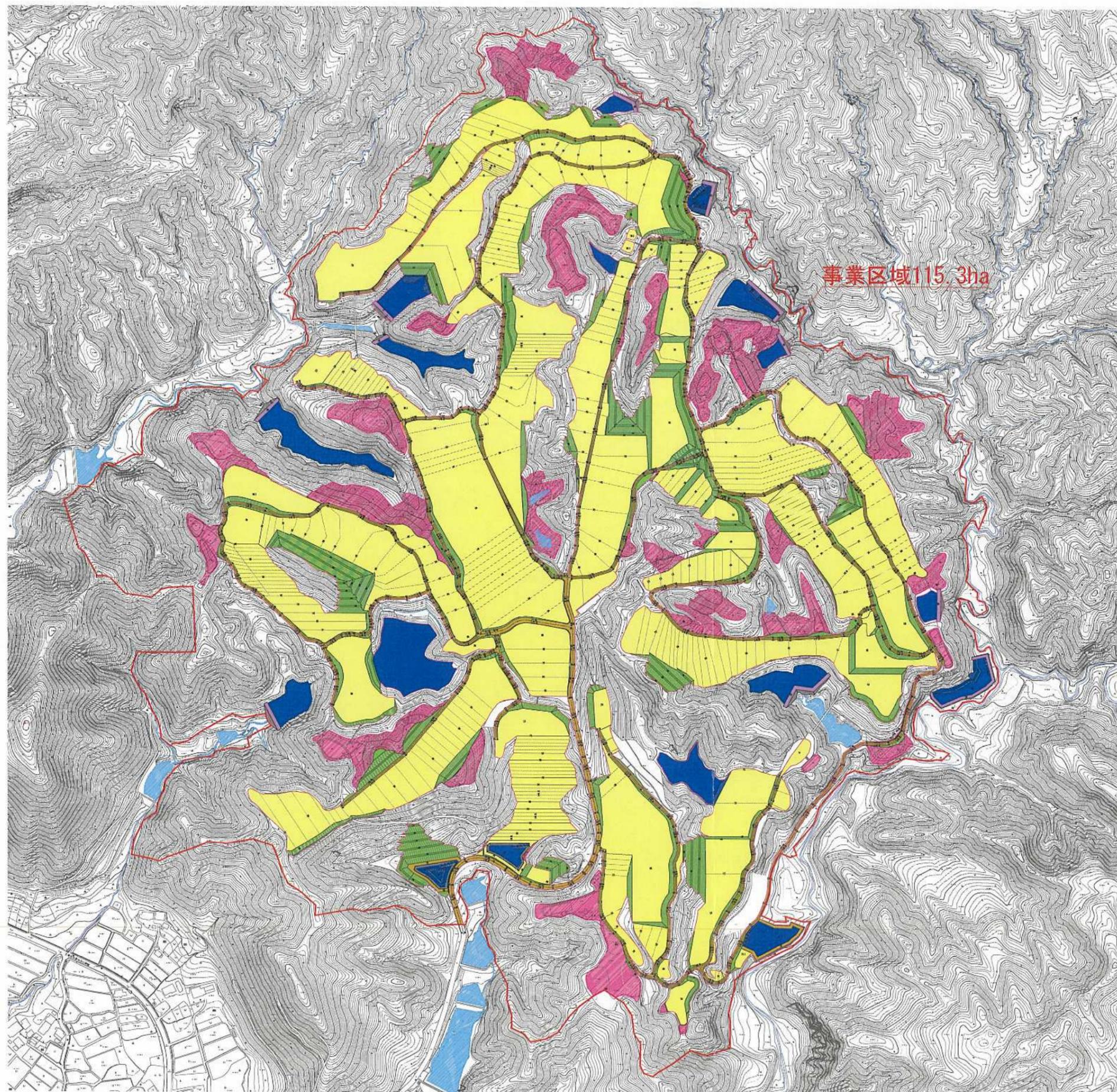


変更後	
事業区域	115.3260 ha
造成平地	37.8424 ha
造成法面	7.3811 ha
通路	4.1357 ha
構造物	0.5492 ha
調整池等	4.2870 ha

修正前変更区域

0 100m 200m 500m





事業区域115.3ha



変更後	
	事業区域 115.3260 ha
	造成平地 37.8424 ha
	造成法面 7.3811 ha
	通路 4.1357 ha
	構造物 0.5492 ha
	調整池等 4.2870 ha

 修正前改変区域

0 100m 200m 500m



様式第4号

説明会開催概要等報告書

令和 年 月 日

仙台市長あて

住 所 東京都港区赤坂二丁目16番8号
株式会社ブルーキャピタルマネジメント
代表取締役 原田 秀雄
電 話 03-3568-1710

㊞

社の都の風土を守る土地利用調整条例第13条第4項の規定により、次のとおり報告します。

開発事業の名称	(仮称) 太白 CC 太陽光発電事業	
事業区域の位置	仙台市太白区秋保町境野字峠下 185-1 仙台市太白区秋保町湯元字太夫 134-1、134-2 仙台市太白区秋保町湯元字半銅平 3、4、5-1、5-2、6、7、8、9、11、14、22、24、36、42	
説明会の開催回数	2回	
説明会開催日時	令和2年8月27日(木) 19:00～(太夫地区、境野地区) 令和2年9月10日(木) 19:00～(湯向地区、湯元地区)	
説明会開催場所	施設の名称：仙台市太白区 湯元市民センター 施設の住所：〒982-0245 太白区秋保町湯向2番地の20	
議事の概要	①挨拶 ②事業の概要 ③計画の概要 ④工事車両・安全対策について ⑤質疑応答 ⑥意見の提出先について	
陳述意見の内容及びそれに対する回答	別紙「議事録」参照	
説明者	株式会社ブルーキャピタルマネジメント 神奈川調査設計株式会社	
公告の方法	A：各町内会長を通し、説明会案内の配布 B：掲示板への掲示(掲示場所：各町内の掲示板)	
公告年月日	A：令和2年8月14日(8/27開催：太夫地区、境野地区分) 令和2年8月27日(9/10開催：湯向地区、湯元地区分) B：令和2年8月20日(8/27開催：太夫地区、境野地区分) 令和2年9月3日(9/10開催：湯向地区、湯元地区分)	
説明会を開催しなかったときはその理由及び開発事業計画書等の記載事項の周知の方法		
連絡先	住 所	神奈川県足柄上郡中井町井ノ口 2442-19
	担当者	所属：神奈川調査設計株式会社
		氏名：小林 浩
		電話：0465-81-3083
		Fax：0465-81-3183

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること

説明会(太夫・境野地区)実施記録

物件名	[仮称]太白カントリークラブ太陽光発電事業		太白 200827
実施場所	仙台市太白区 湯元公民館	日時	2020年8月27日 19時00分～20時00分
住民出席者		事業者側出席者	(株)ブルーキャピタルマネジメント 兼田、歌代、安倍、三上 (株)エフ・アイ・ジェイ 林 神奈川調査設計(株) 小林、柏木 計6名 計7名
<p>【配布資料】</p> <p>①事業者会社概要 (A4版8ページ) ②ご説明資料 (A4版表紙含め11ページ) ③他案件協定書 (A3版1ページ)</p> <p>1. 事業者挨拶 [省略]</p> <p>2. 事業の概要説明 [省略]</p> <p>3. 質疑・回答</p> <p>〔住民〕 ゴルフ場が営業している中で、いつ測量を実施したのか。太陽光パネルを設置することで近隣、地域の気温はどのくらい上昇するのか。</p> <p>〔事業者側〕 測量の方法も近代的になっている。昨今では飛行機、ヘリコプター、ドローンを活用し、上空から地形を観測することができるようになった。上空から見えない場所の測量、境界の確定は実施できないため、元来のように測量技師が現地で機械を使用し実施する場合もある。太陽光パネルを設置することによる気温の上昇はない。</p> <p>〔住民〕 先般仙台市から、今あるため池が全て決壊すると大量の流出があり大変なことになると説明されたが、そうなる前に準備をしたいので、調整池について常時監視できるシステムを構築して欲しい。</p> <p>〔事業者側〕 豪雨の際、今回の事業区域内に降った雨についての処理は16箇所もの調整池を設置することで対処するが、河川や水路に流れているのは、事業区域の面積以上に広大な面積を流域としており、事業区域外の流域の水に対しては対処不可能である。</p> <p>〔住民〕 説明で使用したP-3“航空写真・計画重ね図”、P-4“現況と工事完了後の対比図”右側、P-5“土地利用計画平面図”は形状が違っているように思えるが、どういうことなのか。</p> <p>〔事業者側〕 P-3～P-5の図面はすべて同一形状である。それぞれの説明に必要な情報だけを残し、不要な情報を除去してわかりやすいように表現している。</p> <p>〔住民〕 ゴルフ場のため池ほかたくさん存在するため池がもし決壊し大水が出た場合どうになってしまうのか。またA1、A2、B、Cの河川や水路はどうになってしまうのか。この事業が終わる20年先はどうなるのか説明して欲しい。</p> <p>〔事業者側〕 P-4“現況と工事完了後の対比図”左側「現在の地形状況」にて青色で着色した箇所が現在の“池”といわれている箇所となる。この中でため池となっているのは、半銅平溜池2と半銅平溜池4の二箇所である。従前の半銅平溜池2はゴルフ場敷地内になっており管理できない状況であることから、当該計画では半銅平溜池2を橋本溜池の上流に移し、管理できる位置に移動して、従前の半銅平溜池2は調整池機能を有するように改良したいと考えている。半銅平溜池4は現状のまま残す計画である。但し所有者は仙台市であることから、ため池を使用されている方々、仙台市農林土</p>			

木課、秋保支所、事業者間で今後も慎重に協議していく考えである。ため池は使用する方々と所有している仙台市に依存しており、この事業で改修する予定は半銅平溜池2についてであり、それ以外のため池が決壊するのかどうか、この事業で説明できるものではない。指摘されたA1、A2、B、Cの河川や水路には、今回の事業区域から出る水を接続するが、それ以上に大量の雨水が流れている。事業区域から出る水については、きちんと処理することを理解いただきたい。将来何か事故等が起きた場合については、弊社は全国各地で事業を実施しており、地元の方々とはい工事着手前の最終段階で【協定書】を締結させていただいている。本日配布した資料に“(案)太陽光発電事業に関する協定書”がある。今回の事業も同様に文書にて残すことを考えている。

〔住民〕 太陽光パネル自体の設計はどうなっているのか。パネルの詳細について説明されていない。パネルの基礎構造等について説明すべきではないか。決まった規格があればそれを説明して欲しい。

〔事業者側〕 太陽光パネルについてはすべて国の基準に則り決定している。次回の説明会で提示する。

〔住民〕 次回の説明会では、配布された資料では分かりづらいので、スクリーンを使用して説明して欲しい。

〔事業者側〕 承知した。

〔住民〕 パネルの製品はどこの物か。土壌汚染はないか。

〔事業者側〕 パネルの製品について、次回の説明会で提示する。事業地はゴルフ場であり過去工場等建設されたということも聞き及んでいないため問題ないと認識している。

〔住民〕 現在ゴルフ場の中でも土砂災害が起きていると思われる。今後太陽光パネルの下に芝生を張ったことで根腐れ等による土砂災害は起きないのか。

〔事業者側〕 太陽光パネル設置部に芝生を張る計画ではない。地盤面は砂利敷きとし雨水の浸透を促進する。人工的に作られる斜面についてはラス網を挿入した厚層基材吹付を考えているが、現在同時並行で実施している地質調査の結果により安全性の確認を行う。

〔住民〕 事業者からもらったQ&Aによると、パネルが強風で飛ばされ被害が出た場合について記述されていた。それは、どの程度のリスクなのか示して欲しい。

〔事業者側〕 過去、そのようなことは一度も起きていない。しかし未来永劫何も起きないとは言い切れないため最大限の安全対策を実施する。工事着手前に工事計画届出書を提出するので、その中で風圧等明確にする。

〔住民〕 安全リスクについては事業者であるブルーキャピタルマネジメントから近隣住民に周知する義務がある。本日は、そのことが説明されていなかったがどう考えているのか。

〔事業者側〕 経済産業省、環境省、仙台市のホームページと同様である。

〔住民〕 20年後、太陽光発電事業が終了した後はどうなるのか……。また発電所の名称等表示されるのか。

〔事業者側〕 将来のことはなかなか難しいが、FIT制度終了後も続ける意向です。もし終了する場合は、協定書締結内容を遵守し撤去します。売電する時には、発電所名の看板を掲げることになっている。

〔住民〕 今日説明した内容で間違いないと受け止めるがよいですね。

〔事業者側〕 間違いありません。

5. その他

引き続き説明会を重ねてまいりますので区長を通して案内させていただく。

議 事 録

第 回			追 番	1	1 項
件 名	(仮称) 太白 CC 太陽光発電事業 : 湯元・湯向地区		整理番号	1	
出席者	住 民	(計 9 名)	日 時	2020 年 9 月 10 日 19:00 から	
			場 所	仙台市太白区 湯元公民館	
	申請者	(株)アルキビ・タルマネジメント 4 名 神奈川調査設計(株) 2 名 (株)エフ・アイ・ジェイ 1 名	打合せ方式	会 議 プロジェクター 使用	
議事内容					
<p>(事業者より) 配布資料に基き会社概要、事業概要についての説明</p> <p>---質疑応答---</p> <p>① 住民</p> <p>【質疑】 前回の説明会では切土、盛土が一切ないといっていたが、今回の説明で変わったのはなぜですか？</p> <p>【回答】神奈川調査設計：小林 前回の説明会でも一切ないとは言っていないと思います。前回の議事録を確認して再度ご報告致します。</p> <p>② 住民</p> <p>【質疑】パネルの詳細、メーカー、国産かどうか教えてほしい。</p> <p>【回答】BCM：歌代 今回補足説明資料を添付させて頂きました。今回、現時点で使用予定のパネルを記載しておりますが、最終決定ではなく、使用予定のものとなります。どのメーカー、産地のものでも経済産業省での厳格な規格のものを使用しますので安心して頂けるものです。地質調査等の結果を踏まえて使用するものを最終決定とし、最終的に皆様にお伝え出来るのは林地開発許可後になります。それについては再度説明会等でご案内致します。パネルは中国製、パワーコンディショナはドイツ製です。</p> <p>③ 住民</p> <p>【質疑】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 造成作業中、事業開始後大雨が降った場合、被害のあるなしにかかわらず、地元住民の立ち入りを認めるのか？また、もし被害があった場合、その現場の写真を開示するのか？ 2. 被害が発生した場合の復旧方法などを地元住民と協議するのか？ 3. 地震、竜巻などの自然災害、林野火災などで被害があった場合などでも地域住民へ情報公開し 					

て頂けるのか？

4. 太陽光パネルが破損した場合、その都度処理方法や廃棄方法、廃棄場所など公表して頂けるのか？

【回答】 BCM：兼田

1.別紙にて協定書を添付しておりますが、そちらの文言に記載し立ち入りなど出来る様にしますし、隠すことはございません。万一被害が発生した場合はきちんと補償するので心配ありません。

BCM：歌代

2.協定書の内容については今後協議を重ねながら皆様のご要望を出来る限り踏まえながら決めていこうと思います。

3.田んぼなどで被害が発生した場合、地権者、耕作者にすぐ連絡を取り、写真を撮影し、応急処置を行い現状復帰していきます。現状復帰の方法についてはご相談しご承諾を頂くようにします。事業が起因による被害は弊社で責任をもって対応することをお約束致します。

④ 住民

【質疑】

- 1.これまでの実績、経験、被害対応などを糧にして進めてほしい。
- 2.調整池の管理について
- 3.名取川に流れる水質について

【回答】 BCM：歌代

調整池について、大雨が降った時に全てがすぐに川へ流れないように調整するものであり設置します。事業開始後も維持管理において定期的に浚渫、管理していきます。

定期的な清掃などを行い機能の低下を防止します。水質検査も必要であれば行います。有害物質の流入も原則的にありません。

⑤ 住民

【質疑】

- 1.この説明会はあと何度開催しますか？
- 2.ここで発電された電力はどこへ行きますか？
- 3.全コースの芝は排除するのですか？

【回答】 BCM：歌代

1.あと4回行いますが、必要があれば回数が増えることもあります。

BCM：安倍

2.弊社ではこちらで発電はするものの、東北電力へ売電するので、その先どこへ行くのかはわかりかねます。

神奈川調査設計：小林

3.地盤をいじらないところの芝生は変更ありません。芝生を取った場所や斜面は、芝生より保水力、強度の高い施工を行います。

⑥ 住民

【質疑】

- 1.事業開始後の売却計画はあるのか？

2.FITについて

3.切土、盛土の量は？

【回答】BCM：歌代

1.現時点で売却計画はありませんが、今後絶対ないとは言いきれません。但し、売却した場合でも維持管理は弊社で行います。弊社が維持管理を行う事を売却条件と致しますので基本そこが変わることはないと考えております。

2.国、電力会社の方針であり、再生可能エネルギーに対しての賦課金が御座いますが、この事業がこの場所で出来たから皆様が払う賦課金が高くなるということではありません。

神奈川調査設計：小林

3.およそ 40 万m³です。

⑦【質疑】住民

1.芝がなくなると保水、貯水が心配。パネルに雨どいのような水路はつくのか？

2.売却予定はある前提なのか？

3.降水量の基準について、平成4年の基準で設計しているが大丈夫か？

【回答】神奈川調査設計：小林

1.パネルに雨どいのような物はつきません。しかし地盤上には調整池へ導くための水路は設けません。

3.平成8年に改正されております。失礼いたしました

おっしゃる通り、昨今のゲリラ豪雨などを踏まえると不安もあるかと思いますが、その基準でも宮城県の基準は全国でも厳しく、その想定で問題はないと思います。

BCM：歌代

2.先ほど申し上げた通り、現時点での売却の予定はありませんが、仮に売却した場合においても弊社にて維持管理して参ります。

⑧【質疑】住民

1.協定書は市区町村ではなく、町内会と締結するのか？

2.ゴルフ場から発電所にする事業は何例目ですか？

【回答】

BCM：歌代

1.行政区単位での締結となります。区長は町内会長となります。

BCM：兼田

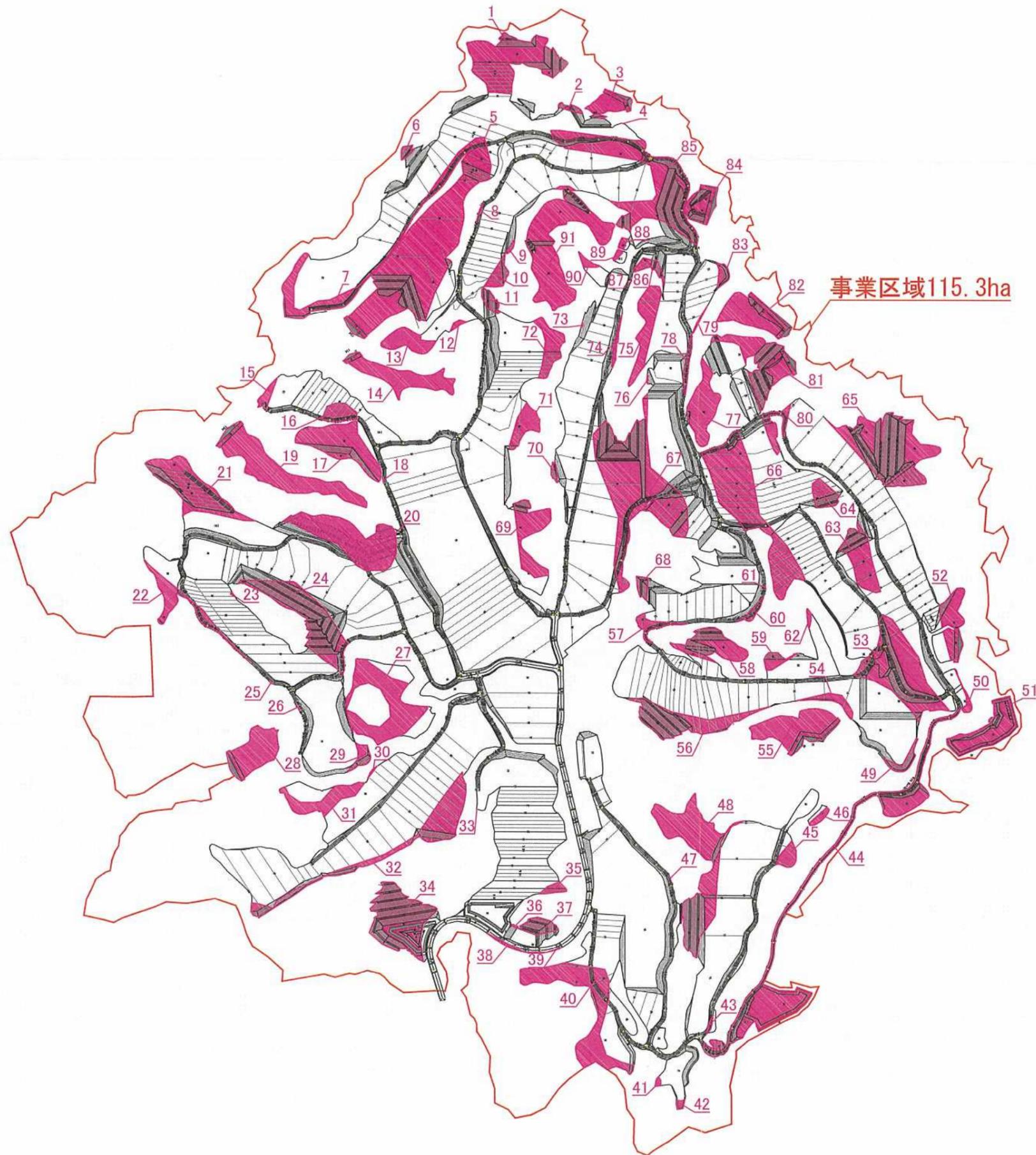
2.あります。福島県のナリ会津カントリークラブです。現在工事中です。近くに住民がいないので協定書などは結んでおりません。申請などは会津若松市に行っております。

BCM：歌代

(質問がこれ以上無い事を確認の上) 以上をもちまして本日の説明会を終了させて頂きます。次回の説明会につきましては決まり次第追ってご連絡致します。本日はどうもありがとうございました。

※終了後、参加者の方より、次回の説明会では住民側にも机の設置要望がありました。

別添資料③-1
(変更前)

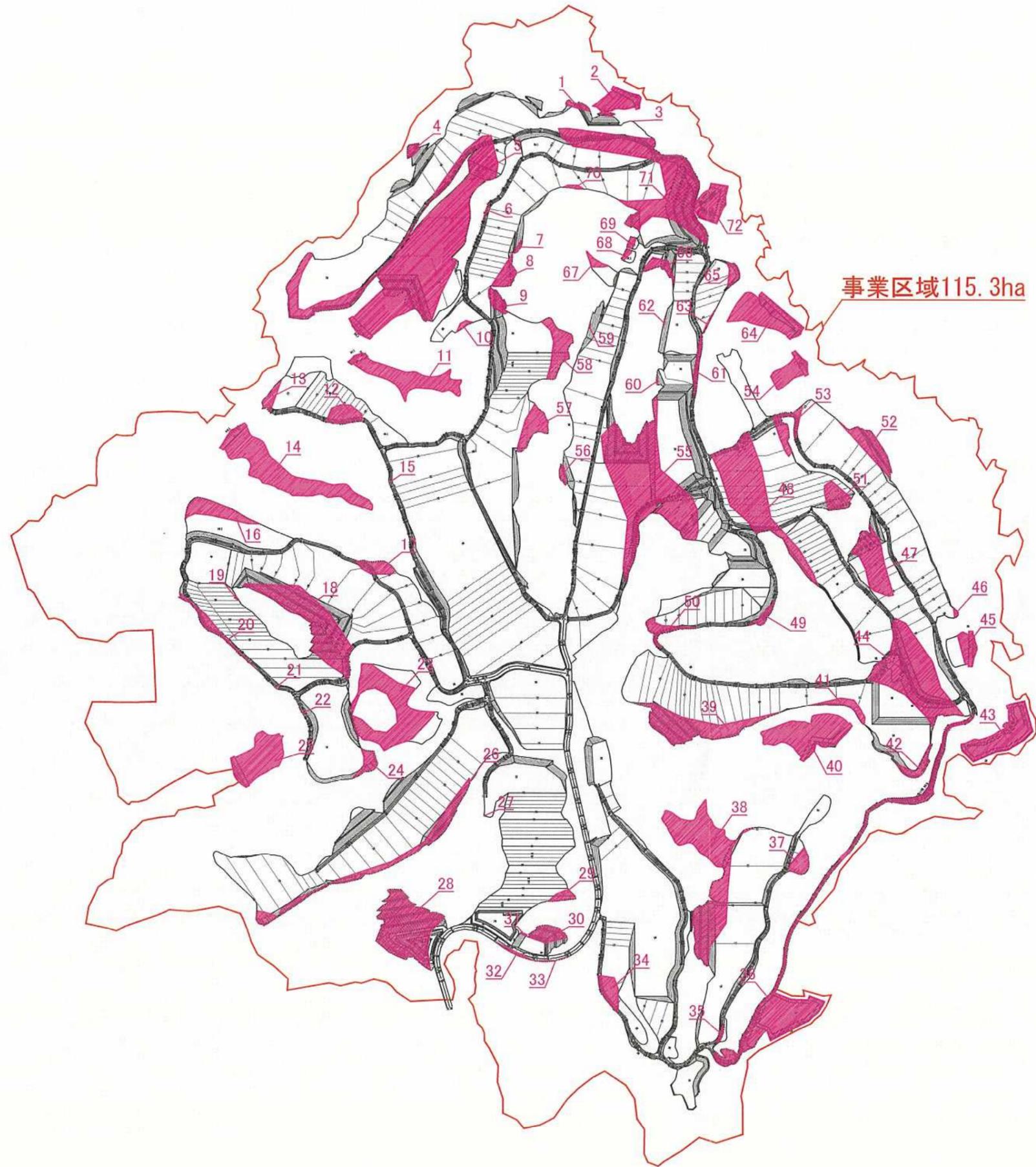


森林内改変部(ha)					
1	0.5811	39	0.0035	78	0.0336
2	0.0198	40	0.5430	79	0.0056
3	0.1288	41	0.0073	80	0.0861
4	0.0000	42	0.0101	81	0.3933
5	1.6029	43	0.0084	82	0.2971
6	0.0197	44	0.8374	83	0.0362
7	0.2330	45	0.0574	84	0.1545
8	0.0027	46	0.0226	85	0.8383
9	0.0071	47	0.0003	86	0.0457
10	0.0648	48	0.7111	87	0.0001
11	0.0441	49	0.0498	88	0.0115
12	0.0110	50	0.0203	89	0.0092
13	0.1388	51	0.3010	90	0.0202
14	0.2929	52	0.1955	91	0.7216
15	0.0360	53	0.6748	計	19.2716
16	0.0881	54	0.0568		
17	0.3857	55	0.3870		
18	0.0001	56	0.3474		
19	0.5469	57	0.0583		
20	0.5434	58	0.2480		
21	0.4321	59	0.0498		
22	0.1595	60	0.0267		
23	0.0012	61	0.0001		
24	0.5242	62	0.0097		
25	0.0001	63	0.2452		
26	0.0004	64	0.0908		
27	0.4834	65	0.7404		
28	0.2864	66	0.8171		
29	0.0481	67	1.1439		
30	0.0027	68	0.0344		
31	0.1786	69	0.2338		
32	0.4303	70	0.0152		
33	0.0000	71	0.1150		
34	0.5182	72	0.1422		
35	0.0307	73	0.0005		
36	0.0021	74	0.0199		
37	0.0771	75	0.2026		
38	0.0126	76	0.0014		
		77	0.2553		

 森林内改変部
(伐採部)

0 100m 200m 500m





事業区域115.3ha

森林内改変部(ha)			
1	0.0198	39	0.3474
2	0.1288	40	0.3870
3	0.0000	41	0.0568
4	0.0197	42	0.0498
5	1.8358	43	0.3010
6	0.0027	44	0.6748
7	0.0071	45	0.0786
8	0.0648	46	0.0041
9	0.0441	47	0.2452
10	0.0110	48	0.6641
11	0.2929	49	0.0267
12	0.0881	50	0.0583
13	0.0360	51	0.0908
14	0.5468	52	0.1388
15	0.0001	53	0.0861
16	0.1389	54	0.1166
17	0.0644	55	1.1134
18	0.5242	56	0.0152
19	0.0012	57	0.1149
20	0.0576	58	0.1422
21	0.0001	59	0.0005
22	0.0004	60	0.0014
23	0.4835	61	0.0336
24	0.0481	62	0.0005
25	0.2863	63	0.0056
26	0.2525	64	0.2971
27	0.0000	65	0.0362
28	0.5180	66	0.0457
29	0.0307	67	0.0202
30	0.0771	68	0.0092
31	0.0021	69	0.0115
32	0.0126	70	0.0088
33	0.0035	71	0.8383
34	0.0814	72	0.1545
35	0.0084	計	13.3359
36	0.7038		
37	0.0574		
38	0.7111		

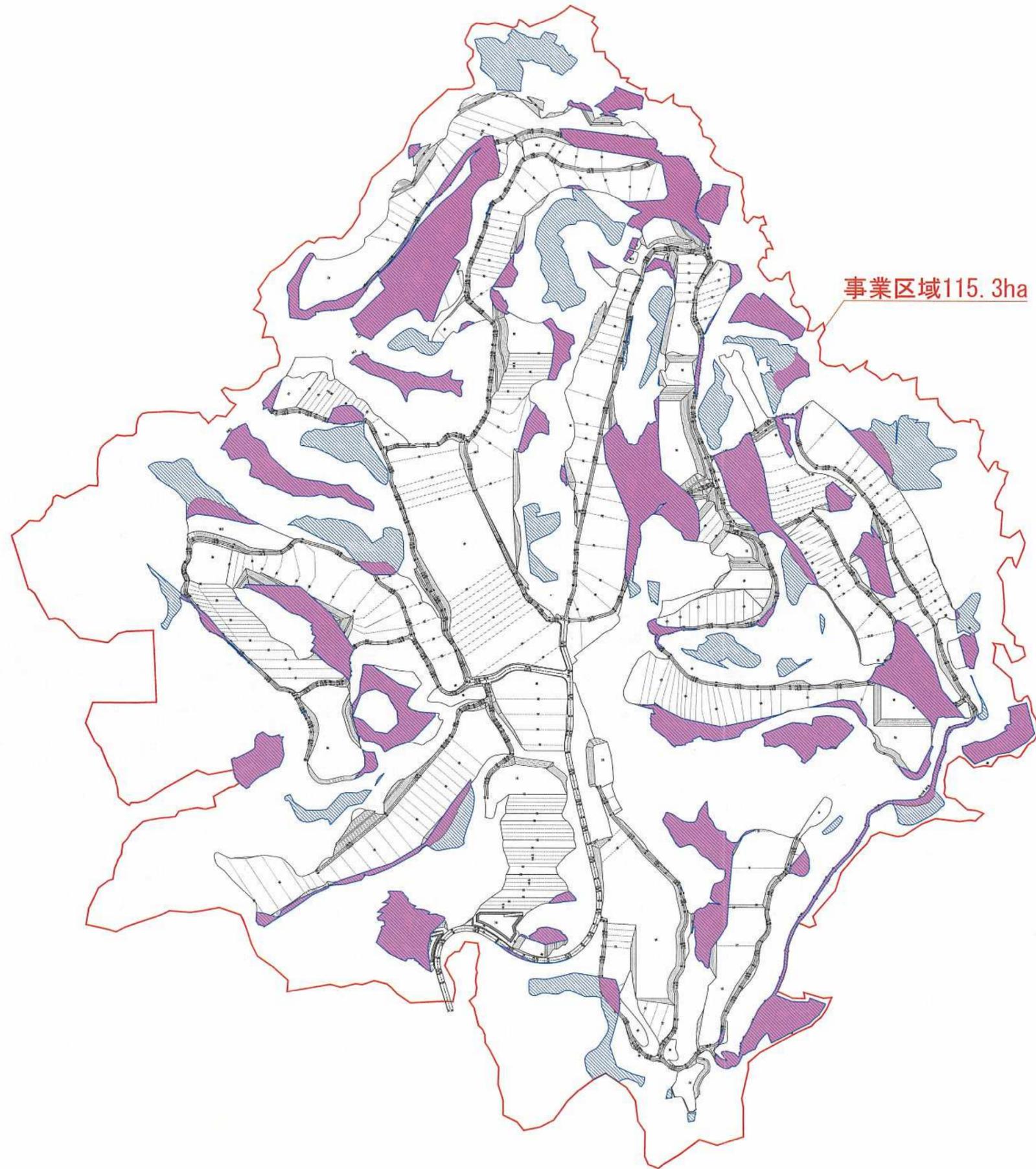
変更前 : 19.2716
19.2716 - 13.3359 = 5.9357haの縮小

 森林内改変部
(伐採部)

森林内改変部については、設置が必要不可欠となる調整池の造成及び安全を考慮した法面造成等により発生するものを可能な限り縮小した。

0 100m 200m 500m





-  森林内改変部(変更前)
-  森林内改変部(変更後)

0 100m 200m 500m



議 事 録

第 回			追 番	1	1 項
件 名	(仮称)太白 CC 太陽光発電所 計画変更点についての 住民説明会		整理番号	1	
出席者	住民	住民 10 名 市政記者クラブ 1 名	日 時	2021 年 3 月 9 日 19 時	
			場 所	湯元市民センター	
	申請者	事業主：(株)ブルーキャピタルマネジメント 3 名 神奈川調査設計(株) 2 名 (株)エフ・アイ・ジェイ 1 名	打合せ方式	説明会	
議事内容					
<p>説明会資料に基づき、事業及び前回の説明会からの計画変更点の内容を説明</p> <p>…質疑応答…</p> <p>住民 1 人目：</p> <p>私はこのメガソーラーについて反対運動をしています。郡市長に 1 万人に近い署名を昨年 12 月 17 日に出した。10 年前の 3 月 11 日の大震災の余震で、先日地震が有り、仙台で一番古いホテルが崩落した。もし、場面が違えば人命も心配な所であった。秋保は地盤が固いとよく聞かすが、そうではない。何度もの地震でダメージのある土地そうである事を訴えたい。メガソーラーが進んだのはこの 10 年。当時の政権が原子力以外で進めましようとした。火事も心配である。また、鳥にも魚にも良い場所を選定して欲しい。事業終了後の廃棄物も心配。そういうことを考えたら 1 万人近く集まった。他の地域も心配だから署名しますという声も。地域を良く知って、地域を分かった計画は絶対必要。全国一律の説明で、分かったようなことは無いという事を最後伝えておきたいと思います。</p> <p>住民 2 人目：</p> <p>並行してか、事前に、各課だけでなく地域にも理解が出来るような説明をして貰わないといけないと思う。第一回目の説明会では、土は動かしませんと現在のゴルフ場の地形をそのまま生かしてパネルを設置しますとこういう説明であった。ところが、2 回目の説明会では、40 万㎡も土を動かしますと、いきなり出た。1 回目の説明と 2 回目の説明はどうして説明が異なるのか。</p> <p>当然名取川には水利権者として漁業協同組合がいると思うがどうなっているのか。</p> <p>→設計者：今ご質問のあった水利権者とのお話につきましては、弊社と仙台市農林土木課を中心に協議を進めております。それは事業者側だけで済む話では無い為、地元の水利権者様のご意見、仙台市のご意見、秋保支所様のご意見、事業者で会って話をしましょうということになっており、それを纏めて頂くのを農林土木課さんをお願いしており、未だ実現されていませんが、その方向で協議させて頂いております。</p> <p>住民 2 人目：</p> <p>特に気になったのは、3 ページの太陽光発電事業実績について、売却はしていませんか。</p> <p>前回の説明会で工事をして出来上がった時に売却するんですか、と聞かれたときに「現時点では決定ではありませんが、その可能性はございます」との回答であった。我々、売られた後で土砂災害が出た時にその際のこ</p>					

とが心配。そうなったときに、どこまで介入してもらえるのか、そこも聞きたい。不信感が先に出る。私も反対に署名をさせて頂いている。太白カントリークラブの登記を調べたが、最初から太陽光発電所用地を探していたのではないか。我々が反対している理由はお金ではない。秋保の自然を守りたいから、名取川を守りたいからただ単に反対している。

→事業主：大分志生木発電所は弊社で運営しております。福岡みやま発電所は売却しております。

売却の話について、仰る通り現時点で売却するという事は決まっております。前回同様、以後 20 年間売却しないということも現時点でお約束も出来ません。弊社はこの事業に取りかかって 7 年になり、10 年前の震災をきっかけとしています。その際にエネルギーという所で、携帯電話、電気自動車、エネルギー需要が高まるという予測の中、この事業に取り組んでおります。我々が主体となり許認可申請、工事、売電と一貫してやっており、一貫してない案件、売却してしまった案件については駆け出しの頃は様々な理由で手放したくないが手放さざる負えないことがあったものも事実です。今回、この事業地は弊社取得の土地となっておりますが、中には賃借で土地を借りているケースが御座います。売却後においても弊社のグループにおいて維持管理をして参ります。これはお約束できる場所です。実際に賃借で土地を借している方、実際に出来上がって土砂災害が起きたらどうするんだ、土砂災害で田んぼに泥水が入ったらどうするんだ、大雨で調整池が壊れたらどうするんだ、という所が主な心配箇所かと思いますが、その点については弊社のグループ会社で維持管理を行って参りますので対応は私たちの方でさせていただきます。仮に売却した場合のお話とさせていただきます。

住民 4 人目：

反対運動の原点は、事業者が信用できない。パネルについては、中国製を使うことは変わり無いか。中国製は世界で今一番使われていると言われますが、日本ではほとんど危険である。壊れて地中に入ったら毒が流れる。

→事業主：変わり有りません。

住民 4 人目：

防災工事に関する文言は以前の資料から変更がない。広瀬川を汚されて、名取川まで汚してしまったら仙台は生きていけない。どうぞ、タイミングをみて御止めになって下さい。

→事業主：「本日の事業計画の説明の中で防災工事の計画が変更されていない」というご指摘がありましたが、その通りです。本日は改変面積の変更に伴う説明をさせて頂いております。防災工事については 100%とは言いませんが、今我々が現時点で考える最大限の事をしていきます。今後、林地開発等の許可申請の協議の中で、技術基準に基づきもう少し細かいところまで入り込んだ設計を進めいきますので、現段階におきましては昨年行われました説明会から防災工事について変更しているということは御座いません。

住民 4 人目：

これ前回、平成 4 年 3 月 31 日付けの宮城県防災技術基準だった。今回平成 8 年になっているのはなぜか。

→事業主：記載ミスです。平成 8 年が正しいです。

住民 4 人目：

50 年に 1 回の雨の量を基準にしているという事だが、最近の大雨を踏まえてそれでよいのか。

→事業主：現在はそうなっています。今後、林地開発基準というものがあり、その中で行政指導があり、我々もそれに従いやっていく。想定外の降雨の場合どうするのかというご質問がありますが、我々もあくまで想定外について、それをどこまで拡大するべきかととても難しい判断となります。そういう内容であることから、行政と協議を進めて行き、最終決定していきます。

住民4人目：

各課と十分に協議を行うという事だが、各課を教えてください。議事録は。

→事業者：本日持ち合わせていないので、何らかの形でお渡ししたい。郵送いたします。

なぜ土地の改変について説明が変わったのかを弊社の方でも確認し、ご連絡させていただきます。

住民4人目：

使用するパネルは決まっているのか。

→事業者：11 ページに記載が御座います。ただ、これで確定ではありません。今後より効率の良いパネルが出てくる可能性がありますので、着工する約1年後の時点で良いと思うものを選定したいと考えております。現時点では、これを使用する予定です。

住民3人目：

今水利権者、具体的に何名と把握されているか。名取川の水利権者はいるはずである。

→事業者：名取川の水利権者ではなく、名取川から事業区域の間に溜池がありますが、溜池の水利権者と話し合いをします。今の段階が、仙台市の条例の手続きの段階であり、仙台市長様と協定を締結した後に林地開発ですとか細かい申請の協議に入ります。これから協定書を締結した後に、水利権者も指導があり、把握はある程度していますが、名取川は協議しておりません。

今回の説明会の資料の内容につきましても、防災工事についても現在の市条例の段階での計画です。皆様に細かい協議が終わった時点で、固まった内容をご説明出来れば、前の説明会から次の説明会で内容が変わるといった事が防げると思うのですが、そうなると工事直前になることから、出来るだけ早い段階から皆様にこの事業についてご説明させていただきたいと考えておりますので、今の段階から説明しております。多少変更があることはご了承頂ければと思います。

住民2人目：

資料の記載が曖昧。切り盛り行ってこいにすると思うが、前は40万㎡と言っていたが今回は書いていない。

→設計者：「ゴルフ場を最大限利用し」という部分については、ゴルフ場の定義としては、この区域全てゴルフ場です。フェアウェイの部分、木が無い所をなるべく生かして、新たに木を切ることなくパネルを設置したいというのがこの「最大限利用し」という所。極力改変しないという点については、なるべく木を切りたくない、減らしたいという所で、日々机上で頭を悩ませながら模索している状況です。

住民3人目：

伐採をするところは土を動かす箇所なのか。土を動かすと雨で流れる可能性は有るのでは。

→設計者：改変するということは伐採するところも木が無いところも含んでいます。見た目はそうなりますが、極端に言うと5cmでも削れば「切土」、5cmでも盛り上げれば「盛土」ということで着色しています。

面積としては、ご説明した通り3ページの表にも書きましたが、新計画の所、残置として約60ha いじらない箇所もある。図にすると色を塗った部分が浮き上がって見えますが、概ね半分は現況で残ります。

住民5人目：

最後の10ページ。説明がなかった。工事中道路は緑の線だけ通るのか。

→事業者：通行ルートのお話をしたときにお示しました。(ルートの説明)

高速道路が御座いますが遠方から資材が運ばれてきます。仙台南インターチェンジ、仙台宮城インターチェンジを使用すると考えられますが、特に仙台南インターチェンジを大半の車両が使用すると考えており、主要ルートとして説明させて頂きました。全部がこのルートではありません。

住民 5 人目：

宮城インターチェンジから南まで下ってくるルートは無いのか。48 号線、457 号線を使用する事は無いのか。

→事業者：現状は考えておりませんが、全く使用しない訳ではありません。生コン等は地元の業者さんの方が良いと思っていますので、その様な場合はこちらのルートも使用すると考えられます。今後、工事施工計画書を作成するまでは、明確にどの業者さんがどこを通行するのかというところがお示し出てきません。

住民 5 人目：

売却する前は誓約書等でお互いにやれるが、売却しても永久に責任を取るのか。会社法とかで根拠はあるのか。

→事業者：まず期間は売電期間中において 20 年間です。法律は有りません。

住民 5 人目：

市条例で話を付けた後に、水利権者と話をすることだが、逆じゃないのか。名取川の組合、溜池の権利者。私も溜池の権利者だが。

→事業者：水利組合の話し合いをする前の段階であります。把握も未だしておりません。

ため池については 4 名の代表者という方にはご説明はさせて頂いております。ご挨拶をさせて頂きました。底地は仙台市さんがお持ちです。その受益者が水利権者となるが、受益者の方々と詳細なお話をさせて頂きたいと思っております。但し、所有権者が仙台市である為に仙台市と今後方向性であったり、どうするのかという事を決めていく必要がある。ある一人の代表者様は、仙台市と事業者と、私達受益者と一緒の場に集まって色々な話し合いをしなければいけないというご要望も御座います。仙台市に私達から掛け合っ、この度 1 月 22 日に市長意見が出てきましたので、近々にさせて頂けたらなと思っております。仙台市の農林土木課さんの方で方向性を検討されているので、私達はなるべく早くお話し合いをさせて頂きたいと思っております。

住民 4 人目：

役所に対しては説明会が終わったという報告になるのか。

議事録は何処に出すのか。我々は理解した訳では無いし、話し合いはあくまで話し合い。

→事業者：議事録について今回は開発調整課に出します。承知致しました。

議 事 録

第 回			追 番	1	1 項
件 名	(仮称) 太白 CC 太陽光発電事業 仙台市条例説明会 太夫・境野町内会対象		整理番号	1	
出席者	住民	住民 2 2 名 仙台市開発調整課 2 名 仙台市秋保総合支所 2 名 記者 1 名	日 時	2021 年 12 月 12 日 10 時	
		(計 2 7 名)	場 所	太夫公民館	
	申請者	(株)ブルーキャピタルマネジメント 3 名 神奈川調査設計(株) 2 名	打合せ方式	説明会	
議事内容					
<p>(事業者より)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・挨拶 <p>以下、配布資料に従い説明を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社説明 ・事業運営内容説明 保守管理内容、施工会社内容 ・事前のご質問内容への回答 ・事業計画設計内容説明 <p>---質疑応答--- 1 時間 2 分経過</p> <p>住民 1 人目：</p> <p>①猪等の獣害被害が心配なので対策を講じて欲しいと思う。 一番は水害の恐れがあるので雨による被害、土砂災害に対する対策を講じて欲しい。 →事業者：獣害対策については、今後アセスメントも実施しますが、専門家である気象協会と相談させて頂く。排水につきましても、今後河川課と協議を進めて参りますので、計画が進んだ段階で改めて説明をさせていただきます。</p> <p>住民 2 人目：</p> <p>消火設備はちゃんと設置されているのか。以前山火事で相当苦労したので、気を使ってもらいたいと思う。 →事業者：消防法に基づき、運転開始前に設置しますが、何かあった際に消防署様とも連携を取らせて頂きたいと思っていますので、今後ご相談させて頂ければと思っています。</p> <p>住民 3 人目</p> <p>①パネル枚数が当初 127,500 枚、2 回目が 112,000 枚、3 回目が 98,000 枚だったが、今年 9 月にパネルが 127,500 枚に戻っていた理由を教えて欲しい。</p>					

②実際コース内松くい虫やら檜枯れによる大木が倒れてそれを処理するために沢に埋め戻している個所がコース内には数カ所ある。そういうところはしっかり処理して欲しい。

③パネルの反射光による気候の変動はどうか。パネル設置後の環境調査を事業者側としてするのかどうか教えて欲しい。

④許認可が降りて、工事着手後、申請内容が完全に履行されているか、事業者立会の下、地域住民が調査することは可能か。

→設計者：

①申し訳ございません。古い資料のまま使用してしまいました。間違いです。最新の情報に更新します。

②の盛土については、仰る通りです。そのまま造成工事に入るのではなく、準備工として、まずは進入路を整備し、外周を囲う等を行いますが、その際に土地に悪いものが残っている場合の除去工事も含めますので注意して行います。

→事業者：

③の反射光による気温の上昇ですが、確かに事業地内にパネルを設置した場合、事業地内は若干温度が上がります。ただ、住民の皆様に対しては残置森林として周囲に森林を設けますので、僅かに気温が上がっても森林を通すことにより気温は変わらないという結果も出ていますが、今回アセスメントを実施しますのでその点についても明らかにして参ります。

④の事業開始後及び工事中の立ち合いについて、タイミングと時期につきましては工事が近づきましたらご相談させて頂きたいのですが基本的には立ち合い調査として本日承らせて頂きます。

事業者：ご質問が無いようなので、私の方から1点。只今ご説明させて頂いた通り、最終確定という計画ではございません。まだこれから私達の方で各行政、各担当課と協議を進め、詳細を煮詰めていくという段階になります。なので、現時点で明言できることは未だ少ない状況ですが、今後住民説明会を重ねて参りたいと考えていますので、その際は是非ご出席頂けますよう、改めてお願い申し上げます。また、周知方法につきましても、今まで郵送にて650部、地域全体にて送らせて頂いてコンビニエンスストアの会館の方で開催させて頂いていたんですけども、コロナ等の影響少ないようであれば、このような形で地域、地域でさせて頂く事も今後検討して参りますので、引き続き、よろしくお願いいたします。

住民4人目：

神奈川調査設計さんにお聞きしますが、ブルーキャピタルさんは全国でいくつも発電所をやっていますがどの案件を設計しているのか。この山梨県の工事の設計については違うか。本件において神奈川調査設計は設計においては全ての責任を負える立場か。

→設計者：今回のこちら、仙台市の大倉発電所、伊豆のスカイライン、福島県のナリ会津、猪苗代発電所をお手伝いさせて頂いている。山梨の件については、違います。弊社で関わっているのは全て設計責任を負える立場です。

住民：今後地域で色んな説明を引き続きやるという事だが、いつやるのか。今回だって地域に言われてやったのではないか。自主的か。今回の説明会についてこの町内会を最初に選んだ理由は何なんですか。

→事業者：自主的といいますか、事業の進展に合わせて説明させて頂きたいということで、今回は私たちの方からお願いした。事業地に一番近い区域というところと、事業地からの水が流れる

区域であることから、まずは近い皆様からご説明をさせて頂き、もう少し広い範囲を対象とした説明会は近日中、この説明会開催後に決定するので日程はまだ未定ですが今月中に開催させて頂きたいと考えています。

住民：今月中といっても連絡が未だに無くて次やりますという計画はおかしい。

私がこの反対運動をしたというのは別に太陽光が悪いとは言っていない。メガソーラーというものと、企業の責任、この2つが非常に大きな問題なので提起している。その結果1万名の署名をこの下流域皆の署名を集めた。事業者の今までやってきている内容というのが、ここにお配りした(函南ダイヤランドニュース他)決して評判の高いものではない。設計をやる側が最後まで責任を持つのは大切なことだが、それ以上に企業がこの責任を、ずっとやりますと言って実行していないからこんな事が起きる。信用出来ない。一番は住むところの人間の事を考えてこういう重要な問題はやって欲しい。次の説明会をやる時は最低でも何週間前とかそういう点も考慮してほしい。

→事業者：ご意見ありがとうございます。

住民5人目

太白カントリークラブから東北電力の送電線を接続しますよね、その計画はどういうものか。

→事業者：今回自営線につきましては、現在まだ行政とも調整の段階でして決まっていないが、今回事業地から水道局がある所の横にある東北電力の鉄塔に接続する計画を考えています。

住民：高圧の電線を住民の住んでいる、道路通すという計画か。人体に影響無いか。

送電線通すときの住民承諾は必要なるのか。必要であれば教えて欲しい。

→事業者：埋設深度が、低圧、高圧など電気の大きさによって埋設する深さが、人体に影響が無いように法律で決められているルールに従って線を通します。又、東北電力の鉄塔に流している大きな電圧の電気ではないので、当然人体に影響が無いような範囲で施工と計画をします。

行政とは今月、来月で協議を開始しますので、その際に同意が必要かどうかも確認します。

住民：事業者は20年間責任をもって管理しますと言っているが、今まで建設中から準備中から34カ所ある内の20カ所はもう売却済でそれ以外に9カ所が、建設中、準備中。実質自分の所で所有しているのは2カ所のみ。何故、何十年も先の責任を持てるのか。2年前に調べた時はこんなに売却してなかった。

→事業者：駆け出しの頃(6, 7年前)は、低圧等も作っていた頃は売却等もしました。維持管理という所ですが、売った後、発電所においては施工責任がある。地域によっては、地域の方から土地をお借りしているケースもあります。その2つの事から私たちが売却する際の売却条件として、弊社の方で維持管理を担うという形で売却するケースがあります。私達が売却する事が、私達がこの発電所から居なくなってしまう、関りを持たなくなってしまうのでは無いか、それがとても不安のだという話があるが、賃借している場合は弊社が契約主である為、運営後についても誰が作った、誰が作ったからこういう事になったんだと私達が売却する際には買主がいます。分からないようでは不安かと思しますので、私達が作った発電所においては私達の施工責任において今後も携わらせて頂きます。

住民：但し、オーナーは別の人間である。あくまで管理であり、オーナーじゃない人が全てにおいて決定権があるのか。

→事業者：維持管理という所になる。オーナーというのは電気を売って、収入を得る権利、要は

発電者という立場になります。維持管理においては、その発電所がきちんと発電する状況を保つことが管理責任という所になりますので、地域の皆様ご心配かけるような所、きちんとした発電所を継続していくという所になります。

住民：最近の山梨の杜撰な工事が指摘されている。いくら言葉で、きちんとやりますと言っても実際こういう問題が出てきているのは杜撰だからである。

→事業者：山梨の件、お手元に資料があるとのことなので説明させていただきます。記載のある通り、調整池の部材については林地開発の許可を得たものと違うものとなってしまいました。理由と致しましては、当初使おうと思っていたものが搬入できなかったという事実が御座います。私達も苦肉の判断でという所は正直ありました。

住民：それは、事業計画を出してこういう風にきちんと作りますと言った以上はどんな搬入をしてでも最初の申請通り作るのが普通じゃないんですか。太白でも同じことやるのか。

→事業者：いえ、出来なかった事には理由があると、そこの理由についてご説明させていただきました。現状の山梨の状況と致しましては、県及び市と協議致しまして、是正工事、是正計画、5つの項目に分けて承認申請を致しました。今、全ての項目について県の承認を受けておりますので、新たな計画として承認事項に沿った形で基準を守って再度施工をしている最中です。

住民：中途半端な不備がある状態でトーエネックに一回売っている。計画と違うのを分かっている。トーエネックに1回売っているという事は、目を瞑って売っているということではないか。

→事業者：工事をまだ完了していない状況でしたので、基本工事を作り上げた時には完了検査というものが御座います。完了検査をもって、完了という形になります。山梨については完了検査を受けていませんので、完了前であることから私たちの手から未だ離れておりません。

住民：秋保町民を危機にさらすのか。だから町民立ち入りしてみせろというのが当たり前。本当に信用出来ない、今の段階では。もっと説明会も必要ではないか。

→事業者：皆様に信頼して頂けるよう、この計画進めて参りたいと思います。また、立ち入り検査につきましても工事中であっても事前に言って頂ければ私達、また現場の方対応しながら進めて参りたいと思います。

住民4人目：次はいつ開くのか。

→事業者：現時点で詳細日程はまだ決まっておりません。決まり次第、区長通して周知させていただきます。

議 事 録

第 回		追 番	1	1 項
件 名	(仮称) 太白 CC 太陽光発電事業 仙台市条例説明会 湯元・湯向町内会対象		整理番号	1
出席者	住民	住民 15 名 仙台市開発調整課 2 名 仙台市秋保総合支所 1 名	日 時	2022 年 2 月 20 日 10 時
		(計 18 名)	場 所	太白カントリークラブ ゴルフ場内クラブハウス 2階レストラン
	申請者	(株)ブルーキャピタルマネジメント 4 名 神奈川調査設計(株) 2 名	打合せ方式	説明会
議事内容				
<p>(事業者より)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・挨拶 <p>以下、配布資料に従い説明を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社説明 ・事業運営内容説明 保守管理内容、施工会社内容 ・事前のご質問内容への回答 ・事業計画設計内容説明 <p>---質疑応答--- 1 時間 4 分経過</p> <p>住民 1 人目：1 回目の説明会の際に盛土切土等の土を動かす改変はどのくらいするのか聞いた際、「ゴルフ場をそのまま生かし土の改変はありません」という話だった。2 回目の説明会の際には、40 万㎡の土を動かす内容に変わっていた。その経緯があり、議事録の提出を求めたが 3 回目の説明会の際に提出が無く、郵送を依頼したが、2 回目の議事録で初回の説明会の議事録が入っていなかった。どういうことか、1 回目の発言を隠したかったのか。40 万㎡は了解していない。</p> <p>→事業者： 第 1 回目の発言を隠したい訳では無い。前回の説明会という話だったので、前回の議事録を送った。</p> <p>説明会は許認可の審査の中でどういう反映されるのか。</p> <p>→仙台市：土地利用調整条例の手続きにおいて、計画の再検討を求める市長意見を出し、再検討した計画を地域住民に対し説明するよう求めている。計画の内容が変わっているというご意見があったが、土地利用調整条例は基本設計段階で実施する手続きの為、これから他法令等の指導により変えざるを得ないことはある。</p> <p>土地利用内訳の表に、土がどの位動くかという表記項目での変遷を明記する必要は無いのか。</p> <p>→仙台市：面積を基に確認する。今後詳細設計が決まってくるので、そこまでの記載は求めている。県の条例等では対象となってくる。</p> <p>想定外の大雨が来たらどうなるかを想定して欲しい。40 万㎡はとんでもない。</p> <p>このゴルフ場は造成が終わってから 48 年経っても盛土個所は動いており、そういう箇所が何か所もある。40 万㎡は納得も了解も出来ない。</p>				

- 設計者：40万㎡のお話をさせて頂いたのは、ゴルフ場の性質から真平の状態では無かった。少しでも平らに整地しようと考えたものが説明した内容。一か所が40万㎡では無いく、広い範囲でならず。ただ、まだまだ検討の余地があると思っており、努力はしていく。防災調整池は改変なしには作れない為、ゼロはあり得ない。
- 事業者：かなり初期段階の説明で改変しないというのは希望計画で考えていた。現時点の説明としては40万㎡。今後は、企業努力としてなるべく少なく出来る様工夫できればと考えている。

住民2人目

我々に納得するような設計資料が出せるようになるのはあとどれくらいか。

工事着工は今年か。確定では無く目標なら目標と記載するように。

→設計者：基礎資料の準備もあり、現地の測量等が雪で進められていないところもあるが、令和4年5～6月には改めて詳細な計画を提示できる事を目指しております。

→事業者：工事着工は目標なら目標と記載します。

事業者が他県で行っている案件の事だが、杜撰である。また、手放している案件がある。企業としての立場を詳しく説明すること。山梨県の案件の完了検査はあるのか。

→事業者：完了検査はまだしておりません。

この案件も役所は完了検査をするのか。

→事業者：宮城県の管轄になるが、林地開発申請において完了検査があり、設計通りに出来ているかを確認する。

住民3人目：

ゴルフ場を太陽光にするときに、ゴルフ場として残さないかという議論は社内であったか。

川への濁水、生き物への影響、太陽光や風力だけでなく柔軟な発想で考えてみて欲しい。

平坦な場所や防波堤の横などで考えてみて欲しい。引くに引けなくなる前に一度は、会社の将来を考え、改めて考えてみて欲しい。

→事業者：ご意見ありがとうございます。

住民5人目

太夫地区は一番事業地に近い区であるので質問する。

①ハザードマップでは事業地内（11番、12番ホール）に土砂災害警戒区域があるが、どのような配慮を考えているか。考えていないようであれば考えて欲しい。

②太夫溜池、橋本溜池は、県の調査で浸水域が50cmと想定されている。梅雨と秋でも排水路が冠水して田んぼに流入している状況。その辺も考慮して欲しい。

③昨年12月末の説明会でも意見が出たが、火事が出た際の対応について、安心できるように土砂災害も含め現場事務所を設置し責任者をおいて対応して欲しい。

→設計者：①土砂災害警戒区域は、市の建築指導課で令和2年に確認した際に建築基準法上何か特別な事は無いが、避難体制を整えておくように指示があった。今後、進めて行く上で相談する。

→事業者：②③今後、特に管理事務所は検討します。調整池は監視カメラで監視します。電気の異常はアラートで察知します。

住民説明を今まで全国して来たと思うが、住民の集まり具合はどれくらいか。

→事業者：地域により様々です。2-3名の場合もあるが50-60名集まった事もある。